

令和5年4月 日

筑西市長 須藤 茂 様

地方独立行政法人茨城県西部医療機構
評価委員会 委員長 榎戸 久

意見書(案)

地方独立行政法人茨城県西部医療機構(以下「法人」という。)に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づく中期計画の変更について、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例(平成29年条例第21号)第1条の2の規定に基づく地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第26条第1項の規定に基づく地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期計画の変更について、当該中期計画の変更(案)の内容を妥当であると認めますので、法人の申請に対し、認可することが適当であると判断します。

以上

【参考】

■ 地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例（抜粋）

平成29年6月30日条例第21号

（所掌事務）

第1条の2 委員会は、法第11条第2項各号（同項第6号を除く。）に掲げる事務をつかさどるほか、同項6号の規定により、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- （1） 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に関すること。
- （2） （略）

■ 地方独立行政法人法（抜粋）

平成十五年七月十六日号外法律第百十八号

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2～4 （略）